

県営明野住宅建替事業 事業契約書（案）SPC用 新旧対照表（令和5年2月20日）

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
5						ページ数を5に修正。
32	2	ウ			<p>ウ 具体的な改定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び事業者は、設計完了後から12月を経過した後に日本国内における物価水準の変動により、設計完了時の改定基準指標から1.5%以上の物価変動が生じた場合に、改定を請求することができるものとする。 ・ 変動前残工事費と変動後残工事費との差額のうち変動前残工事費の1.5%を超える額につき、サービス購入料を改定するものとする。 ・ 改定後の工事費の増減額「X」を求めるための計算式は、次のとおりとする。 ・ 改定後の工事費（X）を求めるための計算式は、次のとおりとする。 $X = (\text{提案時の工事費}) \times (1 + \alpha - 0.015) \quad (\alpha > 0.015 \text{ のとき})$ $X = (\text{提案時の工事費}) \times (1 + \alpha + 0.015) \quad (\alpha < 0.015 \text{ のとき})$ $\alpha = (A / B - 1) \times 100 (\%)$	<p>ウ 具体的な改定方法</p> <p>(ア) 設計完了時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改定後の工事費「a'」を求めるための計算式は、次のとおりとする。 $a' = a \times (B / b)$ <p>a 提案時の工事費 a' 設計完了時の改定後の工事費 b 提案時の建築費指数 B 設計完了時の建築費指数</p> <p>(イ) 工事着手後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び事業者は、設計完了後から12月を経過した後に日本国内における物価水準の変動により、設計完了時の改定基準指標から1.5%以上の物価変動が生じた場合に、改定を請求することができるものとする。 ・ 変動前残工事費と変動後残工事費との差額のうち変動前残工事費の1.5%を超える額につき、サービス購入料を改定するものとする。

						<ul style="list-style-type: none"> 改定後の工事費の増減額「X」を求めるための計算式は、次のとおりとする。 改定後の工事費（X）を求めるための計算式は、次のとおりとする。 $X = (\text{提案時の工事費}) \times (1 + \alpha - 0.015) \quad (\alpha > 0.015 \text{ のとき})$ $X = (\text{提案時の工事費}) \times (1 + \alpha + 0.015) \quad (\alpha < -0.015 \text{ のとき})$ $\alpha = (A/B - 1) \times 100 (\%)$
38	(1)				土木工事保険 土木工事を主体とする工事を対象とする（一部に建築工事及び設備工事を含む場合も対象とする。）。	土木工事保険 土木工事を主体とする工事を対象とする（一部に建築工事及び設備工事を含む場合も対象とする。）。